

令和7年度環境表示のあり方に関する検討会開催要領

1 目的

環境省が事業者等による適切な環境表示のあり方について取りまとめ、策定した「環境表示ガイドライン」（平成25年3月改訂）について、近年の国内外の動向等を踏まえ、改訂を検討するため、学識経験者と企業担当者等から成る「令和7年度環境表示のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討事項

検討会の検討事項は次のとおりとする。

- ① 環境表示ガイドラインの改訂内容等に関する事項
- ② その他適切な環境表示の推進に必要な事項

3 組織等

- ① 検討会は、検討事項に関連する学識経験者と企業担当者等のうちから、総合環境政策統括官が委嘱する者をもって構成する。
- ② 検討会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ③ 座長は検討会の議事運営に当たる。
- ④ 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- ⑤ 検討事項と関係のある者を座長の了解を得た上で参考人として出席させることができるものとする。
- ⑥ 検討会を円滑に運営するため、検討会の事務は環境経済課において処理する。
- ⑦ その他、上記により難い事由が生じた場合は、環境経済課が座長に案を諮った上で決定する。

4 期間

令和7年9月2日から令和8年3月31日までとする。

5 会議結果の公開等

会議資料及び議事要旨については、原則公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、非公開とする。議事要旨調整に当たっては、当該出席委員の了承を得るものとする。なお、公開は、環境省のホームページへの掲載により行うものとする。